

富岡町に空き家・アパートをお持ちの方と、富岡町への帰還・移住を検討している方へ

帰還・移住者向け 住まいの確保支援制度のご案内

Vol. 2

貸主向け 片付け費用補助

貸主・借主・仲介向け 成約奨励金

住まいの確保支援のための取組

富岡町は、将来の定住人口の拡大を目指し、様々な補助金等を交付します。
物件（戸建て住宅・アパート）を所有している方または帰還や移住を考えている方は、
活用をご検討ください。

戸建て住宅（空き家）の 片付け費用補助

補助対象：貸主

最大500,000円

【申請受付期間】

令和6年4月1日～令和6年12月27日まで

【補助内容】

自ら所有する戸建て住宅（空き家）を帰還・移住者に貸し出すに当たって実施する片付けに係る費用のうち5万円を超える経費について最大50万円を補助します。（5万円は自己負担）

【注意点】

- ・富岡町が指定する様式で「物件の登録」を行う必要があります。
- ・片付けは補助金の交付決定後に業者へ委託して行う必要があります。（自身での片付けは補助対象外）
- ・当該片付け実施後に戸建て住宅（空き家）家賃低廉化補助の制度を活用することを原則とします。
- ・片付け実施後、令和7年1月末日までに関係書類を添えて実績報告を行う必要があります。



■ 受付・お問合せ先

一般社団法人 とみおかプラス

とみおか暮らし情報館

〒979-1111 福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央338(旧竹村写真館)

☎ 0240-23-6983 受付時間：10:00～17:00（土・日も営業）

※ご不明な点や申請の詳細は、お問合せください。

戸建て住宅(空き家)の 成約奨励金

対象:貸主・借主・不動産仲介業者等

各50,000円

【交付内容】

- ・「戸建て住宅(空き家)の家賃低廉化補助」または「戸建て住宅(空き家)の改修費等補助」を活用し賃貸借契約が締結された場合に貸主、借主、不動産仲介業者等の3者に奨励金として5万円をそれぞれお支払いします(要申請)。
- ・旧特定復興再生拠点区域(令和5年4月に避難指示が解除された地区)内の戸建ての場合は**3者に10万円**
- ・旧特定復興再生拠点区域(令和5年4月に避難指示が解除された地区)内の集合住宅の場合は**借主にのみ5万円**



賃貸借契約で
奨励金を交付します!



とみっぴー

支援制度を利用される方へ

制度につきましては、

物件の登録

補助金の申請

補助金の交付決定

片付け・改修の実施

実績報告

補助金の交付請求

補助金の交付



実際の申請や詳細につきましては、下記ホームページをご覧ください。

富岡町 住まい確保

検索

